川崎市立川崎病院給食委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院給食委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院院長(以下「院長」という。)の諮問機関としての役割を担って、川崎市立川崎病院の栄養業務及び給食業務の適正な管理・運営について必要な事項の検討を行うため、委員会を設置する

(所掌事務等)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。
 - (1)栄養業務の運営及び管理に関すること。
 - (2)給食業務の運営及び管理に関すること。
 - (3) 嗜好調査に関すること。
 - (4)院長からの諮問事項等にすること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員長等」という。)をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長は、病院長が、川崎市立川崎病院三役会(以下「三役会」という。)に諮って任命する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 委員は、各診療科部(科)長及び課(科)長が推薦した者を、院 長が、三役会に諮って任命する。
 - 6 書記は、委員の中から委員長が委員会に諮って決定する。

(委員長等の任期)

- 第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、 後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職 務を遂行する。
 - 2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決するものとする。 (関係者の出席)
- 第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等の設置)

- 第8条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、部会等を設置することができる。
 - 2 部会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。
 - 3 部会等は、必要に応じて委員長が召集する。
 - 4 委員長は、部会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。
- 5 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意 見又は説明を求めることができる。

(院長からの指示等)

第9条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結果を院 長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第10条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承 認を得るものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、食養科において処理する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。